

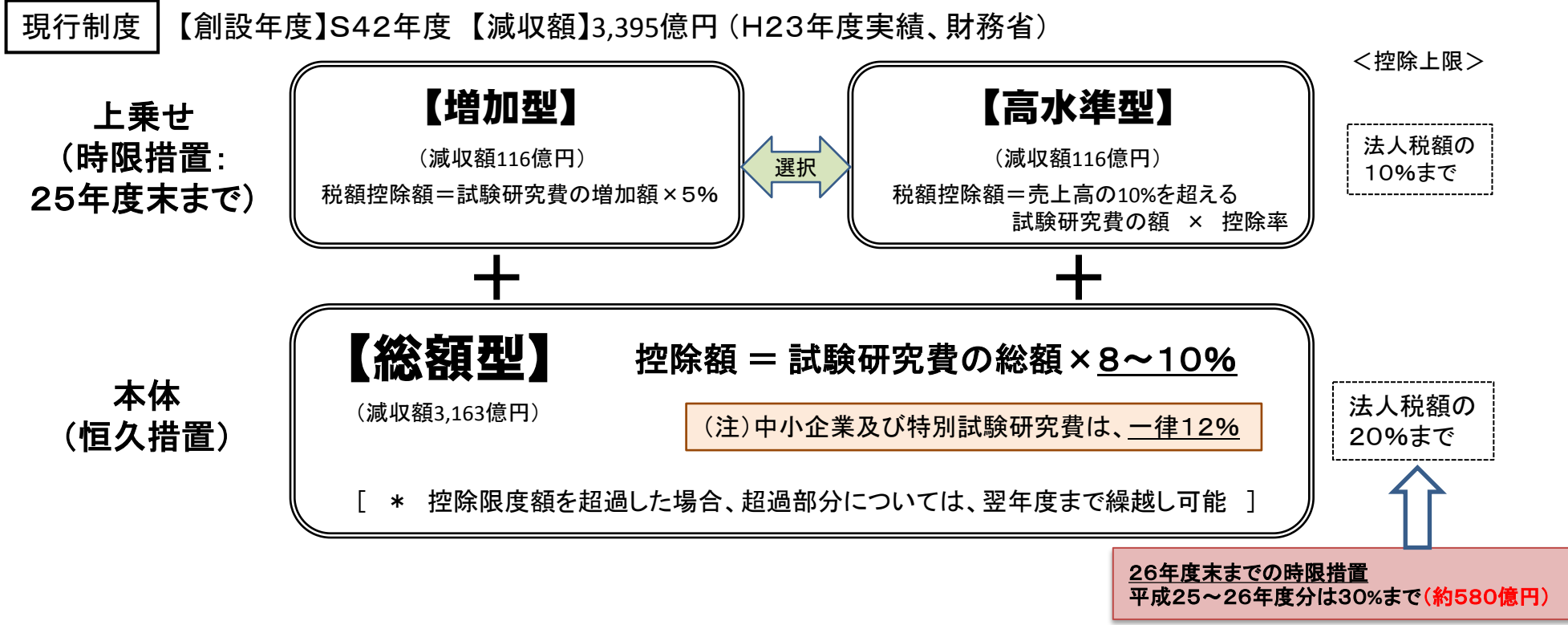
# 研究開発税制 平成26年度税制改正

経済産業省 産業技術環境局

お問い合わせ先  
技術振興課(研究開発税制担当)  
TEL:03-3501-1778

# 1. 研究開発税制の現行制度

- 研究開発税制は、昭和42年度に創設され、平成15年度の抜本改正により総額型が導入された。
- 総額型は、試験研究費の総額の8～10%（中小企業等は、12%）が税額控除される。（ただし、法人税額の30%が上限）
- 加えて、上乘せ措置として、試験研究費の増加額の5%（増加型）又は売上高の10%を超える試験研究費の一定割合が税額控除（高水準型）される。（ただし、法人税額の10%が上限）
- 平成23年度の利用実績は、総額型3,163億円、上乘せ措置232億円、合計3,395億円。



## 2. 研究開発税制の対象費用について

○研究開発税制の対象費用(試験研究費)は、以下のとおり定義されており、対象範囲が非常に広い。

### 租税特別措置法

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

#### 第四十二条の四

12 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

### 租税特別措置法施行令

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)

#### 第二十七条の四

6 第四十二条の四第十二項第一号に規定する試験研究のために要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用とする。

一 その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。)及び経費

二 他の者に委託して試験研究を行う法人(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)の当該試験研究のために当該委託を受けた者に対して支払う費用

三 技術研究組合法第九条第一項の規定により賦課される費用

### 国税庁HP

(Q8) この研究開発促進税制における試験研究費とは、どのようなものが対象となるのでしょうか。

(中略)この試験研究は、工学的・自然科学的な基礎研究、応用研究及び開発・工業化等を意味するもので、必ずしも新製品や新技術に限らず、現に生産中の製品の製造や既存の技術の改良等のための試験研究であっても対象となります。逆に、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に当たらない人文・社会科学関係の研究は対象とはなりません。

したがって、例えば、次のような費用は含まれませんので、ご注意ください。

イ 事務能率・経営組織の改善に係る費用

ロ 販売技術・方法の改良や販路の開拓に係る費用

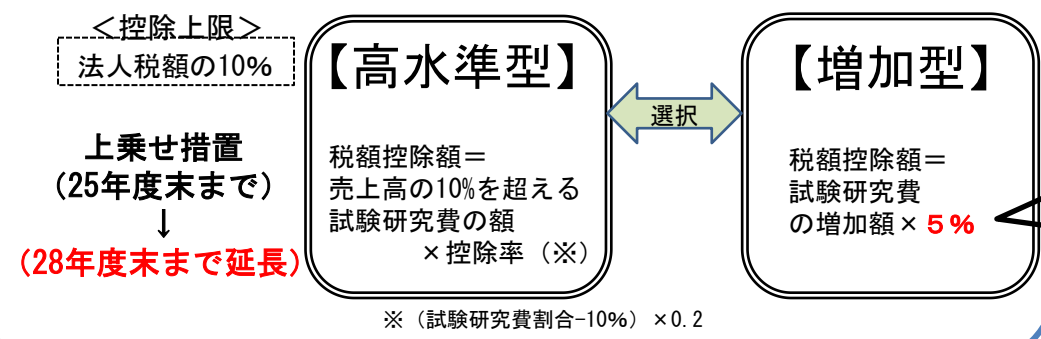
ハ 単なる製品のデザイン考案に係る費用

ニ 既存製品に対する特定の表示の許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験費用

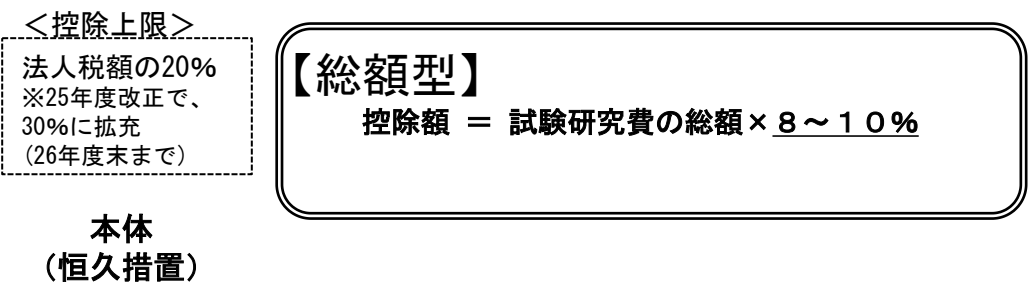
# 3. 研究開発税制に係る平成26年度税制改正の結果について①

- 我が国の民間研究開発投資は、リーマンショック後、急減しその後も低迷。  
(平成20年度 13.6兆円→平成23年度 12.3兆円)
- 「研究開発費をGDP比で世界一位に復活」すべく、研究開発税制(増加型)について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。

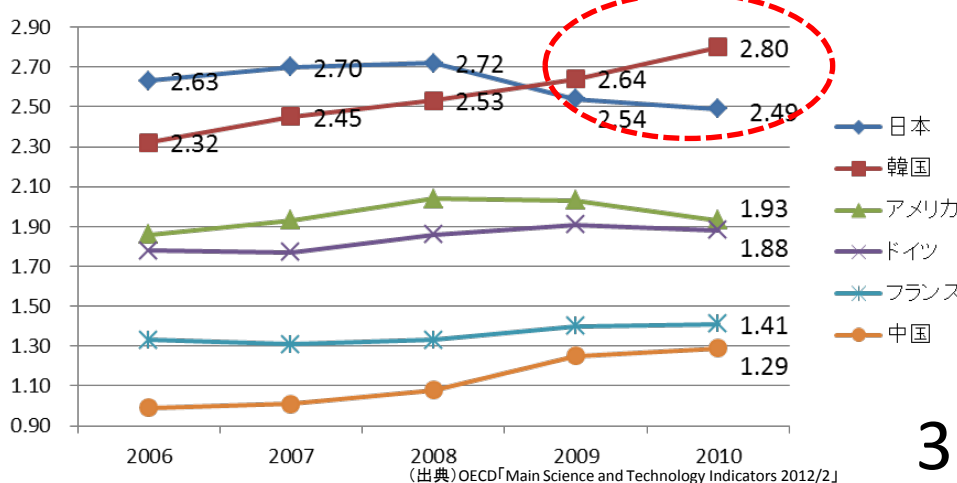
平成26年度改正で、延長・拡充



平成26年度改正では変更なし



【民間の対GDP研究開発投資比率の推移】



# 3. 研究開発税制に係る平成26年度税制改正の結果について②

○今回の拡充は研究開発投資の前倒し、かつ、大幅に増加させる企業を支援。  
**(3年間の時限措置)**

## 【現行制度と拡充後における控除額の比較】

○企業A社が、(1)試験研究費(100億円)を維持させた場合、(2)現行制度で前年より30%増加(100億円→130億円)させた場合、(3)拡充案で30%増加させた場合を比較。

単位:百万円

	(1)試験研究費維持	(2)30%増加(現行)	(3)30%増加(拡充案)
増加型上乘措置	0	150	900 <b>6倍</b>
総額型(10%)	1,000	1,300	1,300
控除額合計	1,000	1,450	2,200 <b>1.5倍</b>

**2.2倍(12億円(※)増加)**

※増加額30億円の40%

○現行制度の控除額に比して、拡充案は、**上乘措置は6倍、控除額合計(総額型+増加型)でも約1.5倍に増加。**  
 ○試験研究費維持時と比して、**2.2倍の控除額(増加額30億円の40%分(12億円)の控除額が増加)。**

(注)控除額が控除上限を超えないケースを想定

## 【拡充後における増加型控除率について】

○増加割合が控除率となる。(ただし、5%超の場合)  
 ○比較対象が、前3期の平均であるため、1年目に試験研究費を伸ばした効果が2年目、3年目も持続するため、1年目に増加させると有利な制度。  
 ※制度の活用には、試験研究費が前年及び前々年を超える必要あり。

左の表と同様に試験研究費を100億円から130億円に増加させ、その後維持の場合

